

000200

契 約 書

工 事 名	名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）	
工 事 場 所	名古屋市中区本丸1番1号	
工 期	平成30年7月4日から令和4年12月16日まで	
変 更 事 項	変 更 内 容	変更概要書のとおり
	請負代金額の 増 減 額	金3,506,760円を減額する うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金259,760円
	支払限度額及び 出来高予定額	特約条項の通り
そ の 他	—	

上記の業務について、名古屋市（以下「発注者」という。）と株式会社竹中工務店名古屋支店（以下「受注者」という。）との間において、当初契約と同一の契約約款により上記のとおり変更契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 2年 3月26日

発注者 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市代表者
名古屋市長 河村 たかし

受注者 名古屋市中区錦二丁目2番13号
株式会社 竹中工務店名古屋支店
執行役員支店長 市川 敦史

前払金等の支払いに関する特約条項

(債務負担行為に係る契約の特則)

第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成30年度	2,196,000,000円
令和元年度	1,527,370,000円
令和2年度	100,000,000円
令和3年度	2,058,000,000円
令和4年度	請負代金額から上記金額を差し引いた額

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

平成30年度	2,440,000,000円
令和元年度	1,697,078,000円
令和2年度	111,112,000円
令和3年度	2,286,667,000円
令和4年度	請負代金額から上記金額を差し引いた額

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る前払金の特則)

第2条 債務負担行為に係る契約の前払金については、約款第34条中「契約書記載の工期の末日」とあるのは「契約書記載の工期の末日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、「契約締結の日」とあるのは「契約締結の日（この契約を締結した会計年度以外の会計年度においては当該年度の4月1日）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の規定による読み替え後の約款第34条第4項の規定により中間前払金の支払いの請求を行った場合においては、次条第1項の規定に基づく部分払を請求することはできない。ただし、最終の会計年度以外の各会計年度末における部分払を請求することはできる。

3 第1項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

4 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当額を含めて前払金の支払いを請求することができる。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

(債務負担行為に係る部分払の特則)

第3条 債務負担行為に係る契約の部分払については、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて支払いを請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

2 前項の規定による部分払の請求を行った場合においては、前条第1項の規定による読み替え後の約款第34条第4項の規定による中間前払金の支払いを請求することはできない。

3 第 1項の規定に基づく部分払金の額については、約款第36条第 1項中「出来高部分」とあるのは「当該年度出来高部分」と、同条第 7項中「前払金額」とあるのは「(当該年度前払金額+当該年度中間前払金額)」と、「請負代金額」とあるのは「当該年度出来高予定額」と、同条第 8項中「既に部分払」とあるのは「既に当該年度の部分払」と読み替えて、これらの規定を準用する。

名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材） 変更概要書

以下の、通り変更するもの。

① 運搬費

- ・人工乾燥の取り止めに伴い、必要な運搬費を削減するものとする。

② 人工乾燥費

- ・375m³分の木材の人工乾燥を取り止めるものとする。

③ 木材保管費

- ・木材保管期間を令和2年6月末から令和3年3月末まで延長するものとする。

以上

支出命令書

平成31年度	支出命令番号 0162501		内訳番号 001
所属 081101 (080101)	観光文化交流局		名古屋城総合事務所
予算種別 1 現年予算 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 002 整備費	科目コード 05017-010	支出命令(伺)年月日 令和 2年 4月16日	
大事業 05 整備費 中事業 01 整備費 小事業 03 木材の製材	支出負担行為年月日 当初 平成31年 4月 1日 変更 令和 年 月 日		支出負担行為額 ¥573,370,000*
節 15 工事請負費 細節 001 工事請負費 その他 細々節 001 工事請負費 (資産の維持補修)	支払済額 ¥0*		検査・確認年月日 令和 2年 3月30日 検査職 保存整備室主査 検査氏名 若松 もえ
支出命令額		¥573,370,000*	
件名 名古屋城天守閣整備事業先行工事 (木材の製材) (債務負担行為) 摘要 (件名 名古屋城天守閣整備事業先行工事 (木材の製材))			
債権者 016003525 整理番号 住所 中区錦二丁目2-13 氏名・ (株)竹中工務店 名古屋支店 名称 代表者 執行役員支店長 市川 敦史			
支払先口座 三菱UFJ銀行 名古屋営業部 口座種別 2 当座 口座番号 0411015 口座名義人 カタカカコムテン ナゴヤテン 口座説明 一般用 委任状管理課 050104 財政局 契約部 契約監理課			
支出区分 1 通常 支払方法 1 口座振替 データ総額 支出予定番号 0000006 支払期限 (期日) 令和 2年 4月30日 取込番号			
執行 機 関	支出命令	命令主管	事業主管
	市会計管理者	審査出納員	支払年月日
出納 機 関			

JZD40401001
JZD008F



複 式 仕 訳 確 認 書

執行 機 関			
平成31年度	所属 081101 名古屋城総合事務所	仕訳年月日 令和 2年 4月 16日	
21 支出命令 0162501			
摘要 名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）（債務負担行為）			
001	借方 PL工事請負費（維持補修） 2120	貸方 BS未払金 1710	C/F CF工事請負費支出（維持補修） 2910
平成31年度 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 事業SEG 10000000 事業一般 組織SEG 20000000 組織一般 任意SEG 30000000 任意一般 予算科目 05017 整備費 仕訳区分 0001 固定資産台帳登録資産の維持補修（資本的支出を除く）			
			仕訳金額 573,370,000 円

1 / 1 件

支払設定区分コード

1

支払日

令和 02年04月30日

所属コード

081101 観光文化交流局

名古屋城総合事務所

種別

支出

決闘番号

0182501

件名

名古屋城天守閣整備事業先行工事 (木材の製材) (債務負担行端)

決闘額

578,370,000 円

支払方法名

口座振替

支払状況区分名

支払

債権者コード

018003525

(株) 竹中工務店 名古屋支店

会計コード

07 名古屋城天守閣特別会計

登録日

令和 02年04月23日

命令日

令和 02年04月23日

審査日

令和 02年04月24日

支払処理日

令和 02年04月27日

整理番号

決闘内訳番号

001

前行

前行

戻る

随意契約協議申請書

第1審査会委員長 様

申請者 観光文化交流局名古屋城総合事務所
(補職名) 所長 西野 輝一



「観光文化交流局契約審査会設置要領事務取扱」第7第3項の規定により、下記のとおり申請します。

件名	名古屋城天守閣整備事業先行工事 (木材の製材)
概要	<p>名古屋城天守閣整備事業 (以下、「本事業」とする。) は、平成27年度に実施した技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定し、平成29年5月9日に基本協定を締結した。</p> <p>平成29年度は、優先交渉権者の提案に基づき木造復元の基本設計業務を実施した。</p> <p>本工事は、優先交渉権者の技術提案及び平成29年度に実施した基本設計を踏まえ、天守閣木造復元本体工事に先行して木材の手配、製材を行うものです。</p>
随意契約理由	<p>本事業は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第18条の規定に基づき技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルを採用し、契約予定業者を優先交渉権者として選定している。</p> <p>技術提案・交渉方式において選定された優先交渉権者は、「特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき」に該当するため、地方公共団体の物品等又は特定調達役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により随意契約とする。</p>
予算額	9,455,400千円 (31~34債務負担行為 7,259,400千円)
契約予定業者	<p>住所 名古屋市中区錦二丁目2番13号</p> <p>商号 株式会社 竹中工務店名古屋支店 (選定比較表 有・<input checked="" type="radio"/>)</p>
備考	

(担当係 名古屋城総合事務所保存整備室)